

5 田監第 41 号  
令和 5 年 8 月 10 日

田村市長 白石 高司 様  
田村市議会議長 大橋 幹一 様  
田村市教育委員会教育長 飯村 新市 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 大和田 博

令和 5 年度定期監査(出先機関)の結果報告について (通知)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

## 定期監査（出先機関）結果報告

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2. 監査の執行者

田村市監査委員 郡 司 健 一

田村市監査委員 大和田 博

### 3. 令和5年度定期監査の実施日時及び対象について

実施日	時 間	監査対象課所名	監査を行った場所	備考
7月4日（火）	9:20 ~ 10:25	要田出張所	要田出張所	
	10:45 ~ 11:45	文珠出張所	文珠出張所	
	13:25 ~ 14:25	船引南小学校	船引南小学校	
7月5日（水）	9:30 ~ 10:35	滝根公民館	滝根公民館	
	10:45 ~ 11:45	三世代ふれあい交流館	三世代ふれあい交流館	
	13:10 ~ 14:05	滝根小学校	滝根小学校	
	14:30 ~ 15:45	大越こども園	大越こども園	
7月7日（金）	9:30 ~ 10:35	常葉公民館	常葉公民館	
	10:45 ~ 11:35	常葉小学校	常葉小学校	
	13:00 ~ 13:50	常葉保育所	常葉保育所	

### 4. 監査の範囲

令和4年度に実施した事務事業及び公共的団体等、準公金、服務（小学校・中学校除く）に係る事務

### 5. 監査の着眼点

- (1) 予算の執行及び出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 現金の取扱い、施設等の維持管理が適切に行われているか。

### 6. 監査の方法

- (1) 定期監査資料、関係書類、諸帳簿等の提出を求め、事務補助職員による書類及び帳簿の照合確認などの事前調査を行った。
- (2) 監査当日は、実地調査により出先機関の説明を聴取するとともに監査委員から疑問点等について質問を行った。
- (3) 監査の結果、指摘事項等があれば、監査委員から改善、検討を指示した。また、監査委員から講評を行った。

## 7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事業遂行のための管理・運営については、総体的に、概ね適正に処理されている。一部に簡易な訂正を要する事項が認められたので、必要な措置（訂正）を要請した。今後も適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理上検討又は留意すべき点で軽微なものについては、監査の過程でその都度、口頭にて指導した。

### (1) 改善を要する事項

#### ① 施設及び設備の安全管理について

○施設及び設備の管理は、園児、児童及び生徒の安全管理及び安全対策を図るとともに、消防法及びその他の法令等に基づき、日頃の安全点検を徹底されたい。なお、一部、環境整備（校庭、学校敷地の草刈等）が未整備であったので、適宜、適切に対応されたい。

#### ② 施設及び設備の維持管理と修繕（工事）について

○施設及び設備の維持管理及び修繕（工事含）は、修繕工事等が必要な場合は、所管課等において予算措置を行い、早急に対応されたい。

### (2) 注意を要する事項

#### ◎ 準公金の取り扱いについて

準公金に係る金銭の収受及び支出に係る出納手続きは、公金の取り扱いに準じ請求書及び

領収書等の書類は、適正に処理されたい。

今回の監査対象課所については、一部の施設を除き適正に事務処理が行われており、関係諸帳簿についても、適切に整備されていたが、今後も、請求に係る書類については、

「年月日、金額及び内容、押印等を確認するなどして、継続して処理されたい。